

総合試験問題例

【大学の部 一般事務（行政コース）、学校事務】

〔例題 1〕 水が入った三つのタンク A～C がある。A の水量は 100L であり、B と C の水量の比は 2 : 3 である。いま、30L の水をこれら三つのタンクに分けて追加したところ、三つのタンクの水量の比は追加する前と同じになった。また、A に追加した水量は B に追加した水量よりも 2L 多かった。水を追加した後の C の水量は何 L か。

1. 99L
2. 100L
3. 121L
4. 132L
5. 143L

《正答 4》

〔例題 2〕 日本のマイノリティに対する施策等に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。なお、「いわゆる」を付した法律名は略称である。

1. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、誰でも、自らの意思だけで、法令上の性別の取扱いの変更ができる旨を規定している。
2. いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」は、ネット上において、日本国民が日本国民に対して、合理的な理由なく、性別、出身地、容姿、職業などを理由に侮蔑的な言動をすることを禁じている。
3. いわゆる「障害者差別解消法」は、行政機関に、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことを求めている。
4. いわゆる「男女雇用機会均等法」には、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置についての規定がないため、現在、事業者これらハラスメントの防止措置を講じることを義務付ける規定を入れることが検討されている。
5. 近年、東京にアイヌ文化復興のナショナルセンター「ウポポイ」が開業し、アイヌ文化の復興の道筋がついたことに伴い、いわゆる「アイヌ施策推進法」は廃止され、アイヌ文化は「文化財保護法」によって保護されることとなった。

《正答 3》

〔例題 3〕 未成年者の行為能力に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCから300万円の贈与を負担なしで受けた場合、BはA・C間の贈与契約を取り消すことができる。
2. 未成年者Aが法定代理人Bから営業の種類を特定して営業を許された場合、Bはいかなる理由があっても、その営業に関する許可を取り消すことはできない。
3. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結した場合、AはBの同意を得なくても、この契約を単独で取り消すことができる。
4. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結し代金を受領したが、Bがこの契約を取り消した場合、Aが代金の一部を浪費していたときでも、Aは代金の全額をCに返還しなければならない。
5. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCと売買契約を締結した。AもBもこの契約を取消可能であると知らなかった場合でも、契約締結時から5年を経過したときは、取り消すことはできない。

《正答 3》

【例題 4】 インフレーション（インフレ）に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. インフレは発生要因によって分類することができ、個人消費などの増加によって発生するのはコストプッシュ・インフレ、原材料価格などの上昇によって発生するのはダイヤモンドプル・インフレと呼ばれる。
2. 物価上昇率が年10%程度に達するインフレはハイパー・インフレと呼ばれる。ハイパー・インフレは第一次世界大戦後のドイツで発生した後はこの国でも発生していない。
3. 株価や地価など資産価格が継続的に上昇する現象は資産インフレと呼ばれる。日本では1970年代前半に石油危機が発生し、消費者物価の上昇率が低い水準に落ちている中で、株価や地価が数倍に値上がりする資産インフレが発生した。
4. 景気の停滞と物価上昇が同時に進行することがあり、これはスタグフレーションと呼ばれる。スタグフレーションの下では、中央銀行が景気対策とインフレ対策のどちらを優先すべきかという問題は発生しない。
5. インフレの下では、賃金の増加率が物価上昇率を下回る人にとっては、実質的な賃金が減少する。また、元本が名目的に固定されている預金などの金融資産については、元本の実質的な価値が減少する。

《正答 5》

〔例題 5〕 行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。

《正答 5》